

様

中枢性尿崩症(CDI)の会
副代表 大木里美

「鼻腔粘膜への薬剤投与実施申請書」に関する依頼書

突然、依頼書を差し上げる無礼をお許し下さい。

私、「中枢性尿崩症(CDI)の会」で副代表をさせて頂いております、大木里美と申します。当会は、勉強会・会員交流会、またメール交換などにより疾患に関する知識・とりまく環境の認識を深め、様々な状況を持つ個人を尊重しながら、より良い生活環境を得るために活動を行うことを目的とした患者会です。

実は、お願いがございます。中枢性尿崩症の治療薬である「デスマプレシン点鼻液・スプレー」は点鼻薬ですが、操作が難しい為、小児患者が一人で投与出来ないという深刻な問題がございました。具体的にどのような問題があったのかというと、学校や保育園、幼稚園へ通う小児患者の場合、点鼻薬の投与は医療行為にあたるということで先生が投与をして下さらず、仕方がないので、ご家族が我が子の薬の時間に合わせて学校や保育園、幼稚園に出向き投与する、また、遠足やお泊り保育の際はご家族も同行するなど、心身共に大きな負担があったのです。

ところが、関係者を通じ、厚生労働省に確認して頂いたところ、平成17年度から法の改正により、「デスマプレシン点鼻液及びスプレー」を、医師等の資格を有しない者（学校や保育園、幼稚園の先生など）が行っても差し支えないことが判明しました。原則として医療行為には該当しないそうです。

添付させて頂いた「鼻腔粘膜への薬剤投与実施申請書（以下、申請書）」は、厚生労働省と名古屋大学 糖尿病・内分泌内科 大磯ユタカ教授のご指導のもと作成し、厚生労働省の医事課から使用許可を頂いた書式です。

この申請書が学校や保育園、幼稚園で受理され、先生が投与をして下さるようになれば、上記に書かせて頂いた問題は解決し、小児患者は安心して集団生活をおくれるようになり、ご家族の負担もなくなります。どうか、申請書のご使用をご検討頂けないでしょうか。

なお、ご使用頂ける場合は、下記の「注意事項」をご家族にご指導頂きたくお願いいたします。

＝申請書に関する注意事項＝

- (1) 点鼻薬の投与を行うか否かは、あくまで学校や保育園、幼稚園の判断によるもので、申請書は投与を行うことを義務付けるものではないことをご理解下さい。
- (2) 点鼻薬の投与を依頼する際は、必ず、患者の状態や点鼻薬の使用方法など、学校や保育園、幼稚園の先生などに良くご説明下さい。
- (3) 学校や保育園、幼稚園で申請書が受理された場合でも、あくまで保護者の責任のもと先生に点鼻薬を投与してもらうということを忘れないで下さい。

以上です。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【申請書に関するお問い合わせ先】

中枢性尿崩症(CDI)の会ホームページ内「お問い合わせ」より、質問事項などをお書き添えの上、事務局までご連絡ください。

・ 中枢性尿崩症の会ホームページ <http://www.cdinet.jp/>